

「がん教育に係る外部講師派遣」実施要領 新旧対照表

改正後	現行
「がん教育に係る外部講師派遣」実施要領	「がん教育に係る外部講師派遣」実施要領
1 目的 がんは日本人の死因の第1位となっており、子どもの頃から健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理することは重要である。そこで、がんに対する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることが必要となる。 本事業は、医師、看護師などががんに関わる専門家や相談員、がん経験者などを教育機関に派遣し、がんに関する教育（以下、「がん教育」という。）を行うことにより、児童・生徒ががんについての正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的とする。 2 対象 外部講師によるがん教育を実施する対象は、千葉県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に通う児童・生徒とする。 3 申込方法 外部講師によるがん教育を希望する教職員や PTA などの学校関係者（以下、「申込者」という。）は、実施希望日の3か月前までに別添「がん教育に係る外部講師の派遣が可能な機関一覧」に掲載している機関（以下、「機関」という。）から、講師、テーマなど希望内容を選択し、FAX 又はメールにより別紙1「がん教育に係る外部講師派遣依頼書」を千葉県健康づくり支援課へ送付する。 ＜申し込み・問い合わせ先＞ 千葉県庁健康づくり支援課 がん対策班（TEL:043-223-2686） FAX:043-225-0322 メールアドレス cantaisaku@mz.pref.chiba.lg.jp	1 目的 がんは日本人の死因の第1位となっており、子どもの頃から健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理することは重要である。そこで、がんに対する正しい知識、がん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることが必要となる。 本事業は、医師、看護師などががんに関わる専門家や相談員、がん経験者などを教育機関に派遣し、がんに関する教育（以下、「がん教育」という。）を行うことにより、児童・生徒ががんについての正しい知識とがん患者への理解を通じ、健康と命の大切さに対する認識を深めることを目的とする。 2 対象 外部講師によるがん教育を実施する対象は、千葉県内の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校に通う児童・生徒とする。 3 申込み方法 外部講師によるがん教育を希望する教職員や PTA などの学校関係者（以下、「申込者」という。）は、実施希望日の3か月前までに別添「がん教育に係る外部講師の派遣が可能な機関一覧」に掲載している機関（以下、「機関」という。）から、講師、テーマなど希望内容を選択し、FAX 又はメールにより別紙1「がん教育に係る外部講師派遣依頼書」を千葉県健康づくり支援課へ送付する。 ＜申し込み・問い合わせ先＞ 千葉県庁健康づくり支援課 がん対策班（TEL:043-223-2686） FAX:043-225-0322 メールアドレス cantaisaku@mz.pref.chiba.lg.jp

4 実施方法

(1) 講師

機関に所属する者とする。

(2) 内容

「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」(文部科学省発行)に留意し、各機関のテーマに基づき申込者及び外部講師の所属する機関と調整の上、実施する。なお、必要物品は原則、申込者が調達する。

(3) 費用

- ① 各機関の示すとおりとする。
- ② ①以外の費用が発生する場合は、申込者及び機関との協議により調整する。

5 実施結果

(1) 報告

がん教育実施後、申込者は別紙2「がん教育実施結果アンケート」、講師を派遣した機関は別紙3「がん教育実施結果アンケート(外部講師向け)」により千葉県健康づくり支援課へ速やかに報告する。

(2) 情報共有

千葉県健康づくり支援課は、(1)で報告のあった別紙2を、講師を派遣した機関と情報共有する。また、別紙3を申込者と情報共有する。

(附則)

この要領は、平成29年2月27日から適用する。

(附則)

この要領は、平成30年1月22日から適用する。

(附則)

この要領は、令和2年2月25日から適用する。

(附則)

この要領は、令和3年2月26日から適用する。

4 実施方法

(1) 講師

機関に所属する者とする。

(2) 内容

「外部講師を用いたがん教育ガイドライン」(文部科学省発行)に留意し、各機関のテーマに基づき申込者及び外部講師の所属する機関と調整の上、実施する。なお、必要物品は原則、申込者が調達する。

(3) 費用

- ① 各機関の示すとおりとする。
- ② ①以外の費用が発生する場合は、申込者及び機関との協議により調整する。

5 実施結果

(1) 報告

がん教育を実施した申込者は実施後、速やかに別紙2「がん教育実施結果アンケート」により千葉県健康づくり支援課へ報告する。

(2) 情報共有

千葉県健康づくり支援課は、(1)で報告のあった別紙2を機関と情報共有する。

(附則)

この要領は、平成29年2月27日から適用する。

(附則)

この要領は、平成30年1月22日から適用する。

(附則)

この要領は、令和2年2月25日から適用する。

(附則)

この要領は、令和3年2月26日から適用する。

(附則)

この要領は、令和6年3月11日から適用する。

別紙1（略）【改正なし】

別紙2（略）【改正なし】

別紙1（略）【改正なし】

別紙2（略）【改正なし】

別紙3【新規追加】

別紙3

がん教育実施結果アンケート（外部講師向け）

所属名： 回答者職氏名：

実施学校： 実施日：令和 年 月 日

送付先：千葉県健康づくり支援課 がん対策班宛て e-mailcantaisaku@mz.pref.chiba.lg.jp

問 がん教育の授業を行った、感想を教えてください。

①学校との事前打合せについて

- 1 うまくできた
2 普通
3 うまくできなかった



【理由】

②授業での教員との連携について

- 1 うまくできた
2 普通
3 うまくできなかった



【理由】

③－1 授業の実施方法について

- 1 対面 2 オンライン 3 その他（ ）

③－2 授業について

- 1 うまくできた
2 普通
3 うまくできなかった



【理由】

④－1 授業を実施する上で、改善すべき点はありませんか。（複数回答可）

- 1 外部講師派遣制度 2 学校との事前打合せ 3 教員との連携
4 授業の実施方法 5 その他（ ）
6 特になし

④－2 改善点について具体的に教えてください。（自由記載）

⑤県が主催する外部講師向けの研修会について。

- 1 受講したことがある 2 受講したことはないが今後受講したい
3 受講したくない

（1の場合は感想等、2の場合は研修会で取り上げてほしい内容等、3の場合は理由等を教えてください）

⑥がん教育に関して、県にご意見・ご要望等があればご記入ください。（自由記載）

御協力、ありがとうございました。本回答は今後の参考とするために、学校へ情報提供します。
当アンケートは千葉県がん教育推進協議会の資料として活用し、個人情報をお伏せの上で県ホームページに公表することもありますので、御了承ください。

別添（略）【時点修正あり】	別添（略）【時点修正あり】
----------------------	----------------------